

経営継承・発展支援事業補助金

概要

地域農業の担い手の経営を継承した後継者が、その経営を発展させるために行う取組に対し、補助金を交付します。

対象者

令和4年1月1日以降に中心経営体である先代事業者から経営を継承した後継者

対象事業／対象経費

経営発展の取組に必要な経費
専門家謝金, 専門家旅費, 研修費, 旅費, 機械装置等費, 広報費, 展示会等出展費, 開発・取得費, 雑役務費, 借料, 設備処分費, 委託費, 外注費

補助率(上限など)

上限額 100万円
(市と国が1/2ずつ補助します。)

その他

本事業は、国及び市の予算の範囲内で採択されます。
取組内容等によりポイントを付与し、ポイントの合計値が高い順に採択者を選定するため、事業要件を満たしていても採択されないことがあります。